

巻頭 特集

プロが教える ぜったいに失敗しない介護施設選び

第2回 **とっても大切なお金のハナシ**

“老後の住まい探し”は誰にとっても重大な関心事。
いざ施設を選ぶとき、いちばん気になるのはやはり費用の問題でしょう。
経験豊かなベテラン相談員が、皆さんの疑問や不安をスッキリ解決します!

PROFILE



樋口 国陽
ひぐち くにきよ

(株)シニアサポート代表

都内を中心に、有料老人ホーム紹介センター「ホームあしすと入居相談室」を開設。長年にわたり数多くの相談者に最適な介護施設を紹介してきた、施設選びのエキスパート。



2010年、府中市清水ヶ丘ケアプラザにて行われた講演会の様子

■ 介護施設選びは難しい…?

国民の4人にひとりが65歳以上という、かつてない高齢化社会が現実化しつつあります。家族や自身の老後の住まい探しという問題は、誰にとっても他人ごとではないはず。

しかし、いざ介護施設への入居を検討してみると、どの施設を選んでよいのか混乱してしまうという人が多く見受けられます。その理由のひとつは、入居の仕組みがとても複雑だということです。入居金の体系や月々の費用の考え方は施設によって違うので、多くの施設を比較検討して施設を絞

り込むことが困難に感じられるようです。大金を払うのですから、きちんと納得した上で入居を決断したいと考えるのは当然です。集めた情報を整理して、自分にとってベストの選択は何かを見極める力が必要でしょう。

そこで私どものような紹介センターが、経験を元にお一人おひとりにピッタリの施設選びをお手伝いさせていただくというわけです。今回は、私が講演会で話している介護施設入居の際に知っておいてほしい基本的な知識についてお話しします。

老後の生活に必要なお金について考える

■ 施設の種類の支払う費用はどう変わる？

ひとくちに介護施設といっても、その種類とサービスはさまざまです。また、同じ有料老人ホームであっても、必要となる費用は千差万別です。

有料老人ホームへ入居する場合、「**入居一時金**」と「**月額利用料**」が必要となります。入居一時金とは、入居時に支払う費用のこと。月額利用料は毎月支払うお金です。

入居一時金は、立地条件、居室面積、設備の質などに応じて金額が大きく変わります。考え方としては、不動産価格と同様にとらえればいいでしょう。都内の新設有料老人ホームの場合、約18㎡の居室で入居金は600～1500万円、月額利用料16～22万円くらいが目安となります。

また、施設によっては、入居一時金を多く払うことで月額利用料が安くなったり、ご入居時の年齢により料金が違ったり、独自の料金プランがある場合も多いです。

施設への入居でかかる費用

入居時

入居一時金

入居後(毎月)

月額利用料

介護保険
自己負担金
(1割)

医療費

雑費

※場合によって、上乗せ介護費や別途食費が掛かる場合があります。

介護施設の分類と費用

分類	健康状態	各種費用の有無と目安		備考
		入居一時金	月額	
有料老人ホーム	自立～要介護	あり 500～1000万円	5～30万円	民間が運営する介護施設。契約形態は、賃貸方式、終身利用権方式などさまざま。
高齢者専用賃貸住宅	自立～要介護	あり 30～100万円	10～20万円	高齢者向けの賃貸住宅。介護保険が適用可能。食費等は別途自己負担が必要。
グループホーム	要介護	あり 0～300万円	12～20万円	要介護状態の認知症患者が5～9人のグループで生活する施設。
ケアハウス	自立～要介護	なし(施設によって必要な場合も)	7～15万円	自治体や社会福祉法人が運営。月額利用料は収入により異なるが、老人ホームと比べて安い。
特別養護老人ホーム	要介護	なし	5～15万円	

※金額は最多価格帯のみを表示しています。

■ 入居一時金の償却制度まるわかり

入居一時金は、施設によって「入居金」「入居申込金」「入居保証金」「介護一時金」など呼び方が違うことがありますが、どれも意味は同じです。入居一時金の支払いは、**家賃の先払い**、または居室とサービスの**永年利用権**を買うことだと考えると分かりやすいでしょう。ただし、この権利はゴルフの会員権などと違い、売却・相続ができません。**あくまでも利用権であり、所有権ではない**という点に注意が必要です。

先払いした入居一時金は、施設を利用した月数に応じて取り崩されて償却されます。一定の期間

が過ぎると、支払った全額が償却される仕組みです。これを**償却期間**といいます。償却期間の長さは施設によって異なり、入居金が高い施設ほど償却期間が長く設定されます。償却期間が満期を迎える前に(全額償却する前に)施設を途中退去した場合、残りの月数分の金額が返金されることになります。

入居した時点で、支払った入居一時金の20～30%が**初期償却(即時償却)**され、それ以降は日数に応じて残りの金額が償却されます。下は、途中退去による返還金支払いの一例です。

返還金制度利用の一例

入居一時金：**600**万円

の入居施設を 入居後**2**年間(24ヵ月) で退去する場合…

償却期間：**5**年間

入居一時金**600**万円 - 初期償却**120**万円 = 5年分の償却金額**480**万円
480万円 ÷ **60**ヶ月(5年) = 1ヶ月の償却額**8**万円

480万円 - **192**万円(**8**万円 × **24**ヶ月) = 返還金額**288**万円

※償却期間や償却方法は施設によって異なります。必ず事前にご確認ください。

■ 月額利用料とは

月額利用料は、入居後に毎月施設へ支払う費用です。その内訳は、ほとんどの施設で以下の3つの要素で成り立っていることが多いです。

- 1 家賃相当額** → お部屋の広さや方角、階数により金額が変わる場合もあります。
- 2 管理サービス費** → 共有部分の経費や事務受付など管理費用です。
- 3 食費** (30日喫食の場合)



■ 施設選び、はじめの一歩

施設を選ぶ前にすべきことは、入居者ご本人の希望や、必要な医療・介護ケア、生活環境や生活スタイルなどを明確にすることです。必要条件を整理することで、施設の理想像が具体的にになり、施設選びがスムーズになるはずですよ。

ご自身の年収や資産を整理しておくことも大切です。

- 入居一時金など「当面のお金」をいくら用意できるのか
- 毎月どのくらい生活に充てられるか
- そのほかの費用（病院、葬儀、趣味など）はいくらくらいか

これらを検討することで、目安となる予算金額をおおまかに設定することができるでしょう。

予算金額を元に候補となる施設が見つかったら、今度は実際に入居した場合の総費用がいくらになるのか試算をしてみましょう。これらを比較することで、入居が経済的に可能かどうか確認することができます。収支の計算を行ったうえで、実際に現地見学するなどして入居を検討するとよいでしょう。



介護施設選びのお金にまつわる Q&A

Q 償却期間を過ぎたら、また追加料金を払わなければいけないの？

A **いいえ。**ほとんどの施設ではその必要はありません。逆にいうと、償却期間が過ぎた後に料金を請求する施設は要注意といえるでしょう。

Q 入居金にはクーリングオフ制度が使えるって本当？

A **本当です。**90日以内の退去の場合、理由にかかわらず入居金は全額返還されます。万一、クーリングオフ制度が利用できない施設があったら、その施設はやめておきましょう。

Q 生活費は月にいくらくらいかかるの？

A 入居一時金と比べると、月額利用料の金額はどの施設もそこまで大きな差はありません。一般的に、**15～30万円が月額費用の目安となるでしょう。**

また、そのほか介護保険1割負担、医療費（在宅時と大体同額）、趣味などに当てる雑費、電話代、おむつ代、施設によっては光熱費、水道料金が別に必要な場合もあります。

Q 「上乘せ介護費」ってなに？

A **入居時に支払う介護サービス費です。**要介護度によって金額が変動する場合と、定額制の場合があります。

Q 施設ごとに入居一時金と月額利用料が違うので、どうやって比較検討すればいいのかわかりません。

A 入居時に支払うお金と月々の費用を合算して、同じ条件で比較すると明快です。5年くらいを目安に総支払い額で比較してみたらいかがでしょうか。

★ P52に掲載された入居予算試算表を利用すると、支出総額が一目瞭然です。ぜひご活用ください。